

# 新型コロナウイルス感染拡大影響に伴う給付金等一覧(早見表)

◆ 制度の一部を抜粋し記載しています。詳細は個々の資料をご確認ください ◆

## ★売上減少・休業・時短に対する事業者向け給付金(支援金)制度★

2021年10月28日現在

制度名	国	北海道 (秋の再拡大防止特別対策実施中(10/1~10/31)まで)				緊急事態宣言に伴う支援金		岩見沢市
	月次支援金	特別支援金 A	特別支援金 B	特別支援金 C	①緊急事態措置協力支援金 (8/27~9/12分)	②緊急事態措置協力支援金 (9/13~9/30分)	小規模事業者等経営 サポート給付金	
受付期間	8月分 9月1日~10月31日 9月分 10月1日~11月30日 10月分 11月1日~1月7日 ※10月分は19都道府県のみ対象	4月1日~1月31日	7月2日~1月31日	10月12日~1月31日	9月13日~11月30日 (10月31日から延長)	10月1日~11月30日	10月1日~11月30日	
給付額	中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月	中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円	中小法人等 10万円 個人事業者等 5万円	中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円	中小企業・個人事業者 売上高に応じて42.5万円 ~127.5万円	中小企業・個人事業者 売上高に応じて45万円 ~135万円	一律10万円	
併給不可	・緊急事態措置協力支援金 (8/27~9/30分)(道)	・一時支援金(国) 受付期間終了	・緊急事態措置協力支援金 (5/16~6/20分)(道) 受付期間終了	・緊急事態措置協力支援金 (8/27~9/30分)(道)	・月次支援金(8月分)(国) ・特別支援金C(道)	・月次支援金(9月分)(国) ・特別支援金C(道)	・小規模事業者等経営サポート 給付金(7月~8月)を受給さ れた方は対象外	
対象者	①と②の要件を満たす事業者 ①緊急事態措置又はまん延防止等重点 措置に伴う飲食店の休業・時短営業 又は外出自粛等の影響を受けている 事業者 ②緊急事態措置又はまん延防止等重点 措置が実施された月のうち、措置の 影響を受けて月間売上が2019年また は2020年の同じ月の売上と比べて 50%以上減少	①と②の要件を満たす事業者 ①時短対象飲食店等との 取引がある事業者又は 外出・往來の自粛要請等 による影響を受けた事 業者 ②2020年11月~2021年 3月のいずれかの月の売 上が対前年又は前々年 同月比で50%以上減少	①と②の要件を満たす事業者 ①時短対象飲食店等との 取引がある事業者又は 外出・往來の自粛要請 等による影響を受けた 事業者 ②2021年4月~2021年7月 のいずれかの月の売上が 対前年又は前々年同月比 で30%~50%未満減少	①と②の要件を満たす事業者 ①時短対象飲食店等との取 引がある事業者又は外出・ 往來の自粛要請等による 影響を受けた事業者 ②2021年8月~2021年10月 のいずれかの月の売上が 対前年又は前々年同月比 で30%~50%未満減少	①飲食店、カラオケ店、結婚式場 (飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得している施設が対象) ※酒類提供の有無に関わらず、上記施設(店舗)のうち、 <b>従来から 20時を超えて営業を行っている施設(店舗)</b> が対象 8月27日~9月12日まで以下の 営業時間短縮等の要請に応じる ・営業時間:5時~20時 ・酒類の提供:11時~19時 ・業種別ガイドラインを遵守す ること ・カラオケ設備を利用しない 9月13日~9月30日まで以下 の営業時間短縮等の要請に応 じる ・営業時間:5時~20時 ・酒類の提供:5時~19時30分 ・業種別ガイドラインを遵守 すること ・カラオケ設備を利用しない	①岩見沢市内に店舗を有する法 人・個人事業主 ②令和3年3月31日までに創業し た方 ③主たる事業として卸・小売業を 営む方 ④令和3年4月から10月までのう ち、売上が前年または前々年同 月比で <b>20%以上減少</b> した月が 1か月あること		
申請方法	電子申請	電子申請、郵送申請				郵送申請		
HP	<a href="https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin">https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin</a>	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm</a>				<a href="https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp">https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp</a>		
問合せ先	相談窓口 0120-211-240 対応時間 全日8:30~19:00	問合せ専用ダイヤル 011-351-4101 対応時間:平日8:45~17:30	問合せ専用ダイヤル 011-350-7377 対応時間:平日8:45~17:30		問合せ先 市役所経済部商工労政課 0126-23-4111 内線271			

※条件によっては、併給ができない制度があります。事前に確認を!

《各種制度の申請等については、岩見沢商工会議所(TEL:22-3445)までご相談ください》